

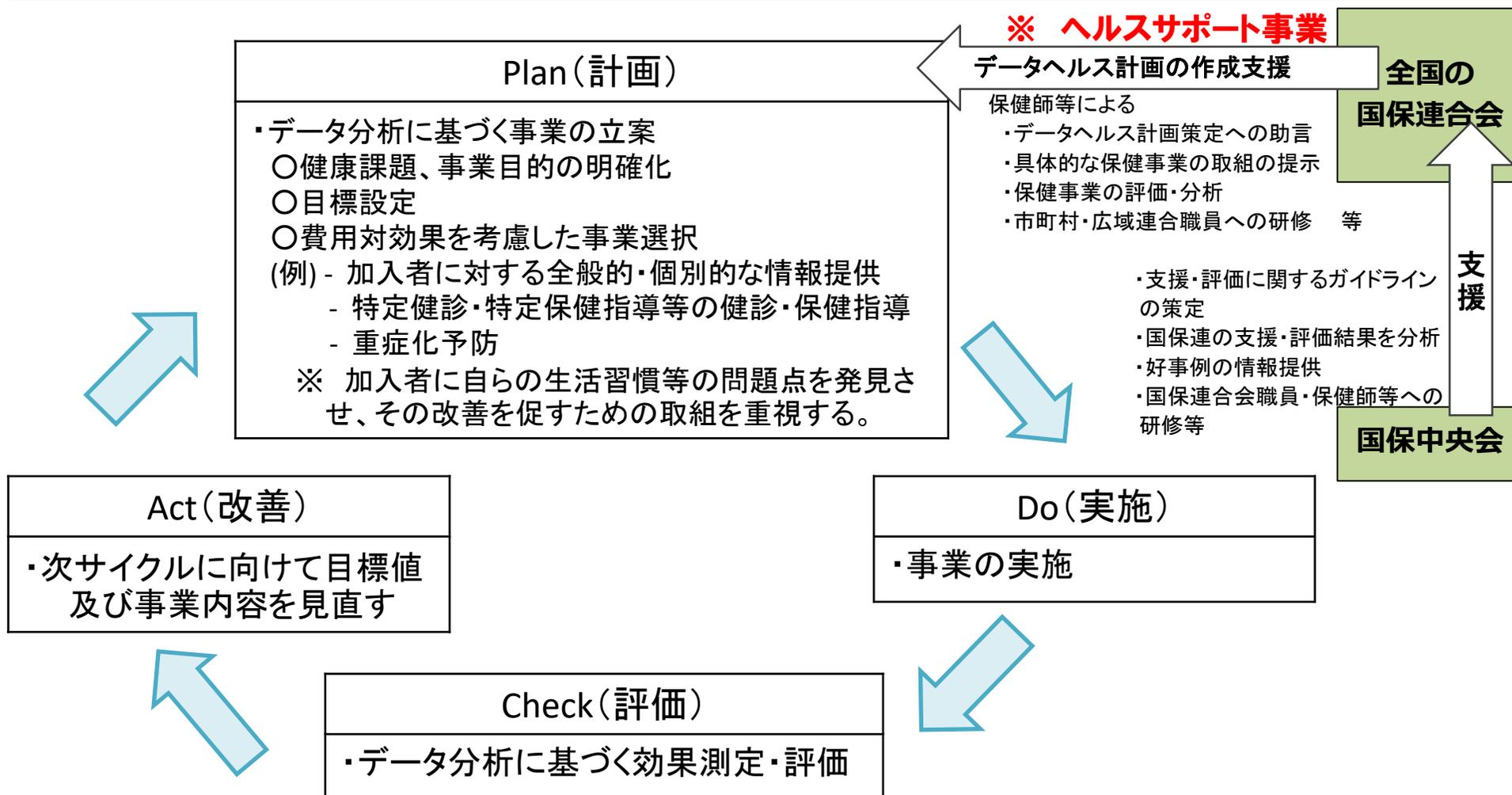
令和4年9月12日	資料2
第1回 データヘルス計画（国保・後期）の 在り方に関する検討会	

データヘルス計画の概要

保健事業の実施計画「データヘルス計画」とは

○ レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

※ 計画の策定にあたって、電子化された健康・医療情報を分析し、被保険者等の健康課題を明確にした上で、事業の企画を行う。

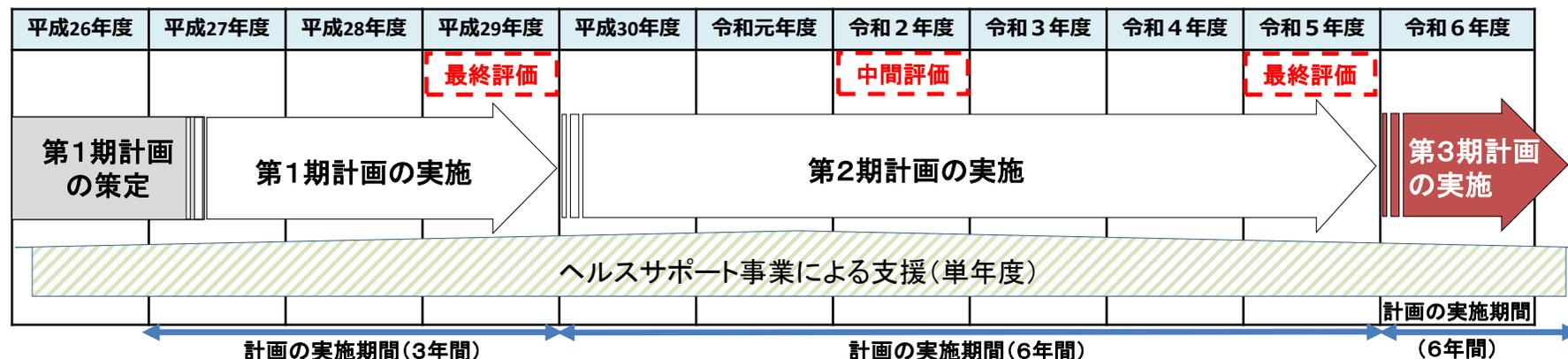


データヘルス計画の実施スケジュール等

- 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、全ての健康保険組合等に対して、データヘルス計画の作成・公表、レセプト等のデータ分析、評価の分析等を求めることとされ、保健事業の実施等に関する指針が平成26年3月末に改正された。

＜市町村国保等におけるデータヘルス計画の実施スケジュール＞

※令和4年度末に第3期データヘルス計画策定の手引きの改正



- 保険者等においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、各種保健事業を実施してきたところであるが、今後は、更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められている。
- 保険者等は健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うことになる。
- 全ての医療保険者において、加入者の健康保持増進に資する取組が円滑に進むよう、国としても国保・後期高齢者ヘルスサポート事業等による支援を講じる。

データヘルス計画の経緯

年度	関連事項
平成20年度	特定健康診査等の導入に伴い、 健診結果等データの電子的管理。
平成25年6月	「日本再興戦略」【閣議決定】 「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく 加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。 」
平成27年度～平成29年度	「第1期データヘルス計画」期間
平成30年度～令和5年度	「第2期データヘルス計画」期間
令和2年7月	「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針2020）【閣議決定】 「保険者のデータヘルス計画の 標準化等の取組を推進する。 」
令和3年12月	「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」【経済財政諮問会議】 「保険者が策定するデータヘルス計画の 手引きの改訂等を検討するとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPIの設定を推進する。 」
令和6年度～令和11年度	「第3期データヘルス計画」期間

現行の保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き（構成）

- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」は、令和2年度から開始されているため、第2期データヘルス計画策定の手引きには、一体的実施を踏まえた内容が記載されていない。
- 保健事業の内容を中心に、一体的実施に関する記載を追加することが必要。

【現行のデータヘルス計画策定の手引き（構成）】

1. 計画の基本的事項

- (1) 背景・目的
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 関係者が果たすべき役割
 - ①実施主体・関係部局の役割
 - ②外部有識者等の役割
 - ③被保険者の役割

3. 国からの支援等

- (1) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業等
- (2) 国保ヘルスアップ事業等
- (3) 保険者努力支援制度等の保険者インセンティブ

2. 計画に記載すべき事項

- (1) 基本的事項
 - ①計画の趣旨
 - ②計画期間
 - ③実施体制・関係者連携
- (2) 現状の整理
 - ①保険者等の特性
 - ②前期計画等に係る考察
- (3) 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出
- (4) 目標
- (5) 保健事業の内容
- (6) 計画の評価・見直し
- (7) 計画の公表・周知
- (8) 個人情報の取扱い
- (9) 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

別添データヘルス計画策定チェックリスト